

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------|
| 37 | 心身障害者福祉手当支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、心身障害者福祉手当支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 心身障害者福祉手当支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>宇都宮市中心身障害者福祉手当支給条例(昭和44年条例第15号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)等に基づき、宇都宮市(以下、「本市」という。)が、心身障害者福祉手当支給等の事務を行う。</p> <p>心身障害者福祉手当は、手当を支給することにより、心身障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 心身障害者福祉手当の申請の受理、審査、認定及び認定通知書送付事務② 心身障害者福祉手当の支給及び支払通知書送付事務③ 心身障害者福祉手当の所得判定及び判定結果に基づく通知書送付事務④ 氏名・住所・振込口座情報・送付先住所変更届の受理及び当該情報入力事務⑤ 心身障害者福祉手当の資格喪失及び資格喪失通知書送付事務⑥ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報等の照会 |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none">① 障がい福祉システム② 共通基盤システム(庁内連携システム)③ 団体内統合宛名システム④ 中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| ① 心身障害者福祉手当情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 宇都宮市個人番号の利用に関する条例別表第1 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 障がい福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 保健福祉部 障がい福祉課 Tel028-632-2361 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 保健福祉部 障がい福祉課 Tel028-632-2361 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|----------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

